

3月14日(金)
(第3日)

令和7年第3回高森町議会定例会（第3号）

令和7年3月14日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開議宣告

- 日程第 1 高森町選挙管理委員会委員及び補充委員の選挙について
日程第 2 高森町議会委員会条例の一部改正について
日程第 3 付託案件の委員長報告並びに採決について
日程第 4 特別委員長報告について
日程第 5 議員派遣の件について
日程第 6 委員会の閉会中の継続調査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

- | | | | |
|-----|----------|----|---------|
| 1番 | 白石 豊和 君 | 2番 | 武田 栄喜 君 |
| 3番 | 児玉 幸之助 君 | 4番 | 佐藤 武文 君 |
| 5番 | 甲斐 節男 君 | 6番 | 後藤 巖 君 |
| 7番 | 牛嶋 津世志 君 | 9番 | 本田 生一 君 |
| 10番 | 佐伯 金也 君 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

- 8番 後藤 三治 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（21名）

- | | | | |
|----------------|---------|---------|---------|
| 町 長 | 草村 大成 君 | 教 育 長 | 古庄 泰則 君 |
| 総務課長 | 岩下 徹 君 | 会 計 課 長 | 今村 親助 君 |
| 税 務 課 長 | 眞原 友紀 君 | 農林政策課長 | 芹口 孝直 君 |
| 健康推進課長 | 津留 大輔 君 | 生活環境課長 | 二子石 誠 君 |
| 政策推進課長兼TPC事務局長 | 岩下 雅広 君 | | |
| 住民福祉課長 | 石田 昌司 君 | 建 設 課 長 | 住吉 勝徳 君 |
| 教育委員会事務局長 | 村上 純一 君 | 建設課審議員 | 高崎 康誌 君 |
| 総務課課長補佐 | 植田 雄亮 君 | 財 政 係 長 | 児玉 明 君 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 緒方 久哉 君 議会事務局係長 久保田 一也君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）おはようございます。

本日の出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
なお、8番、後藤三治君、建設課審議員の高崎康誌君からは、欠席届が出ておりますので御報告いたします。

お諮りします。お手元の日程に従って議事を進めたいと思いますが、御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

それでは、日程に従って議事を進めます。

-----○-----

日程第1 高森町選挙管理委員会委員及び補充委員の選挙について

○議長（牛嶋津世志君）日程第1、高森町選挙管理委員会委員及び補充委員の選挙についてを議題といたします。

お諮ります。選挙の方法については、地方自治法第118条の2項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦により行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名推薦については、議長が指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

高森町選挙管理委員会委員には、津留康憲君、荒牧徳男君、甲斐いつみさん、岩下一夫君。

以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を高森町選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました津留康憲君、荒牧徳男君、甲斐いつみさん、岩下一夫君。

以上の方が高森町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、高森町選挙管理委員会委員補充委員には、田上清勝君、住吉和也君、本田利直君、甲斐光洋君。

以上の方を指名します。補充員の順位については各委員ごとの順位にすることにいたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を高森町選挙管理委員会委員補充委員の当選人と定めることに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました田上清勝君、住吉和也君、本田利直君、甲斐光洋君。

以上の方が、高森町選挙管理委員会委員補充委員に当選されました。

なお、委員及び補充委員の詳細については、お手元に配布しました名簿のとおりでございます。

-----○-----

日程第2 発委第1号 高森町議会委員会条例の一部改正について

○議長（牛嶋津世志君）日程第1、発委第1号、高森町委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。提出者、議会運営委員長、後藤巖君。

○議会運営委員長（後藤 巖君）おはようございます。6番、後藤です。

発委第1号、高森町議会委員会条例の一部改正について、趣旨説明を行います。

今回の改正は、本定例会で可決された高森町課設置条例の一部改正に伴い、高森町議会委員会条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、生活環境課の所管事務について、総務文教常任委員会から産業厚生常任委員会へ改めるものであります。

議員各位におかれましては、改正の趣旨に御賛同いただきまして、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから発委第1号、高森町議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。発委第1号、高森町議会委員会条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。したがって、発委第1号、高森町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（牛嶋津世志君）日程第3、付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題といたします。

議案第15号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第16号、高森町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、議案第17号、高森町ポイントカード条例の制定について、議案第18号、高森町手数料条例の一部改正について、議案第20号、高森町副町長の定数を定める条例の一部改正について、議案第28号、令和6年度高森町一般会計補正予算について、議案第29号、令和6年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第30号、令和6年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第31号、令和6年度高森町介護保険特別会計補正予算について、議案第32号、令和6年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について、議案第33号、令和7年度高森町一般会計予算について、議案第34号、令和7年度高森町国民健康保険特別会計予算について、議案第35号、令和7年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第36号、令和7年度高森町介護保険特別会計予算について、議案第37号、令和7年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について、議案第38号、令和7年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、議案第39号、令和7年度高森町簡易水道事業会計予算については、各常任委員会に付託しましたので、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、一括して報告を求めます。総務文教常任委員長、後藤巖君。

○総務文教常任委員長（後藤 巖君）おはようございます。6番、後藤です。

総務文教常任委員会に付託された案件は、議案第15号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、議案第16号、高森町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、議案第17号、高森町ポイントカード条例の制定について、議案第18号、高森町手数料条例の一部改正について、議案第20号、高森町副町長の定数を定める条例の一部改正につい

て、議案第28号、令和6年度高森町一般会計補正予算について、議案第33号、令和7年度高森町一般会計予算について、議案第38号、令和7年度高森町鉄道経営対策事業特別会計予算について。

以上、条例5件、予算2件、特別会計予算1件の計8件及び閉会中の継続調査について審議をしました。

本定例会中の総務文教常任委員会を、3月11日午前10時より、第3、4委員会室にて委員会を開催、委員全員出席のもと、教育委員会事務局、政策推進課、TPC事務局、総務課、生活環境課、税務課の順に所管各課は課長をはじめ課長補佐、係長、課員、教育委員会事務局は教育長、事務局長、審議員、事務局次長、係長、より詳細に説明を受けました。

まず、議案第15号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、議案第16号、高森町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正については、関連があり一括審議としました。本条例改正は刑法上で懲役、禁固と分けられていたものが、拘禁刑に一本化にされたに伴い改正したものであり、可としました。

続いて、議案第17号、高森町ポイントカード条例の制定について、議案第18号、高森町手数料条例の一部改正についてを審議しました。この二つの条例も関連があり一括審議としております。その中で、ポイントカードのポイント付与の範囲が五つ定められておりますが、町が主催する事業に縛られており、例えば、サロン事業には付与できないのか、ポイント付与、そのポイントカードを持っていらっしゃる方がポイント付与を実感できることが難しい、どこで見たらいいのかとか、そういうところが検討課題として上がっております。初めての事業ですので、これは実施しながら修正、そして改良、バージョンアップするということをお互い担当課と確認をしあい、可としております。

議案第20号、高森町副町長の定数を定める条例の一部改正についてです。初日の質疑もありましたが、担当課からは2人以内とすることで、社会情勢等に伴い提案した。町長が受けている役職が多く、補佐や代理出席、特命により単独で動くことを担うならば、1人体制では困難が想定され、2人以内と提案したと説明がありました。

質疑で、この改正案を作成にあたり県や関連機関に意見を求めたことがあるか、まずは1人でいいのではなど質問が出され、答弁としては、県の市町村課、人事課や他の2人体制の市町村に聞き、改正案を上程したと答弁がありました。

討論では、反対討論で条文にある2人以内との表記がなぜ2人以内なのか。文言が定数を定めるに値しない。通常では2人の表記で問題ないはず。2人以内とする

ことに反対する。もう一つは1名任命している状態から2名目を任命するならば理解はできるが、まだ1名も選任していない状況から改正案に反対との討論がありました。

賛成討論では、まず1人を選任すると附帯決議を付け、当面は1人体制で状況を見た後に、どうしても必要となれば、そのときに人事案を上程してもらい、議会で審議することで賛成すると討論があり、採決では賛成2名、反対2名の同数であり、委員長が賛成し可決しました。

続いて、先ほど出た附帯決議案について質疑しました。附帯決議案は、先ほど説明した当面は1人体制で行うことを記した決議です。

質疑の中では1人目の副町長と2人目の副町長をずれて置いた場合、報酬はどうか。報酬等審議会があり、報酬は条例で定められているが、その都度議会で報酬を審議するというのが適当なのかという討論がありました。

採決では賛成2名、反対2名の同数で委員長が賛成し可決しました。

続いて、議案第28号、令和6年度高森町一般会計補正予算です。

今回の補正の主なものは、事業や補助金等の確定により不用額等を計上し減額をしたものが主になっております。新規事業として中学校体育館空調設備工事及び設計として8,690万円計上されております。説明では、指定避難所に指定されている学校の屋内運動場を整備し、避難所の体制強化及び安全確保を図ると説明がありました。

質疑では、他の学校の体育館も避難所になっているが、その対応はどの質問があり、答弁では、統合等の審議会も進んでいる状況であり、今回は中学校の体育館のみを申請したということです。

また、中学校の体育館は、熊本地震の際に使えなかった場所でもあり、耐震も体制も含め、今後、対応をお願いする旨、意見が出ております。その他、各担当課において事業実施が全くできていないものや執行率が悪い事業もあり、継続していくならば、その意義も考えた取り組みをすることを要望とし、可と決定しております。

次に、議案第33号、令和7年度高森町一般会計予算についてです。主なものについて報告をいたします。

教育委員会事務局関連では、高森町ふるさと文化拠点継承事業について質疑がなされ、補助率が町指定文化財と未指定文化財で違う点が上がっております。未指定文化財の中にも指定文化財に匹敵する価値があるものがあると、そして、指定されたもの、未指定の線引きが分からないと指摘がありました。この件に関しては、手順もかかるかもしれないが、現行の指定は、かなり指定から時間がたっており、再調査の必要性も指摘はしております。

政策推進課ですが、移住・定住促進新築及び中古住宅取得補助金を有意義に活用するため提言があり、移住者の方々への周知を積極的にすること、特に高森町との接点がない方が多く、相談窓口やコーディネーターの必要性を課題に上げております。

続いて総務課ですが、AEDレンタル料の質問ですが何台あるのか、そして、使用方法の講習などはどうなのかという質問があり、答弁として、公民館を含む76か所、毎月の定期点検及び利用説明会もリース料に入っていると答弁がありました。防災係も含め共同で出張するという説明がありましたので、もう以前、配置されている発電機等のチェックも一緒をお願いしたいと意見が出ております。

生活環境課ですが、千本桜園地改修整備工事（第2期）の内容について質問がありました。整備された千本桜一帯を今後どのように活用するのか。石碑等ありますが、また配置移動させて見やすいようにすることも一緒にできないか。現地の桜の開花状況がなかなか分かりづらいので、分かるようにするべきではないかと、あと令和7年度予算で維持管理業務委託料が約130万円計上されておりますが、今後、管理料の見込みはどうなるのかというような質問が上がりました。千本桜一帯の活性化を目的とした委員会の答申に基づき整備を進めていることに対し異論はありませんが、その効果をどれほど見込み、管理費が賄えるくらいの収益が上げられるのか。これは生活環境課の仕事ではなく、政策推進課の仕事になるかと思いますが、やはり連携が、いわゆる横串が刺さった計画を立てていかなければ、整備が終わったから、また次事業を作るという形じゃなくて、整備とともに事業の計画を同時進行で進めていく必要性を申し入れております。

税務課におきましては、新型コロナ渦においても収納率が向上し、今後またゆまぬ研さんをもって業務に励んでいただきたいとエールを送りたいと思います。

以上、様々質疑をした結果、議案第33号、令和7年度高森町一般会計予算は可としました。

議案第38号、令和7年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については、意見もなく可としました。

また、所管事務の閉会中の継続調査については、議席に配布した申し出のとおり決定しました。

議員各位におかれましては、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第20号、議案第28号、議案第33号、議案第38号を可決とした本委員会の決定どおり御賛同賜りますようお願い申し上げまして、総務文教常任委員会の報告といたします。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）産業厚生常任副委員長、白石豊和君。

○産業厚生常任副委員長（白石豊和君）おはようございます。1番、白石です。

産業厚生常任委員長より欠席届が提出されていますので、委員長に代わり報告いたします。

産業厚生常任委員会に付託されました議案は、議案第28号、令和6年度高森町一般会計補正予算について、議案第29号、令和6年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第30号、令和6年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第31号、令和6年度高森町介護保険特別会計補正予算について、議案第32号、令和6年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について、議案第33号、令和7年度高森町一般会計予算について、議案第34号、令和7年度高森町国民健康保険特別会計予算について、議案第35号、令和7年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第36号、令和7年度高森町介護保険特別会計予算について、議案第37号、令和7年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について、議案第39号、令和7年度高森町簡易水道事業特別会計予算についての11議案であります。

3月11日午前10時から、議場において出席定数議員のもと、住民福祉課、健康推進課、農林政策課、建設課の順に、担当課長、審議員、課長補佐、係長、係員の出席を求め、詳細な説明を受け慎重に審議いたしました。

まず、議案第28号、令和6年度高森町一般会計補正予算については、令和6年度の最終補正であり、そのほとんどが事業実施に伴う不用額の補正であることの説明でありました。

住民福祉課関係では、病児・病後児保育委託料について、工事は完了したが、人員確保に時間を要しており、開設が遅れているとのことでした。

健康推進課関係では、委員から住民健診の受診率についての質問があり、12月末時点での受診率は51%とのこと。病院にかかられている方の、健診受診率が低いことから、今後は未受診者への受診勧奨、保健指導の強化を図りたいとの回答でした。

また、健診予約・特定保健指導システムの保守料の減額についての質問では、年度末になり業者の都合による不用額との回答でした。

農林政策課関係では、委員から第1草部地区基盤整備事業負担金の増額の質問に、国の令和6年度の補正予算増額のため、町及び地元負担金分を増額補正するものでした。これらの審議を行い、委員全員異議なく可としました。

議案第29号、令和6年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第30号、令和6年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第3

1号、令和6年度高森町介護保険特別会計補正予算について、議案第32号、令和6年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について、年度末の最終補正であることから、委員全員異議なく可としました。

議案第33号、令和7年度高森町一般会計予算について、住民福祉課からは、主に子育て支援センター改修工事設計委託、帯状疱疹の定期接種化、新型コロナワクチン接種委託料、集落支援員の報酬などの計上があり、委員から子育て支援センター改修工事については、現在、社会福祉協議会と高SPOの事務局が入っているが、どのようになるかの質問に、本年は設計の委託であり、来年度から順次移設していくとの答弁でありました。

また、電子証明書を更新の周知についての質問には、5年前にマイナンバーカードを作られた方が、令和7年度が更新になり町内で約900名が対象である。期限が近くなると国から直接通知があり、随時、役場窓口での更新ができるとのことでありました。

健康推進課関係では、早期の高血圧予防を見える化するため、ナトリウムカリウム測定器の購入、アピアランスケア扶助。介護保険にて、交通弱者対策の買い物支援を買い物サロン事業として、東学園スクールバスの空き時間を活用し近隣の方の自宅から商業施設まで、無料で週1回、火曜日から金曜日の間の4日で運行予定。

農林政策課関係では、概要書で説明のあったふるさと応援基金活用事業の農業用ドローン等導入事業補助金について、委員から、免許取得補助や担い手の高齢化が進む中で、町で所有して作業受託などへの活用はいかがとの意見も出されました。今後検討をよろしく願いいたします。

建設課関係では、主に概要書にある公営住宅整備事業としてPRI方式導入可能調査、ふるさと応援景観・生活文化等維持向上対策事業などの説明があり、委員からはPFI方式について、所有権などについて様々な手法があるので、将来的に町の負担が少なくなるよう検討をいただきたいとの意見がありました。これらの審議を行い、委員全員異議なく可としました。

議案第34号、令和7年度高森町国民健康保険特別会計予算については、令和6年度よりマイナス7,000万円程度の予算規模を予定しているとのことであり、これらの審議を行い、委員全員異議なく可としました。

議案第35号、令和7年度高森町後期高齢者医療特別会計予算については、令和6年度とほぼ同程度の予算規模であると説明を受け、委員全員異議なく可といたしました。

議案第36号、令和7年度高森町介護保険特別会計予算については、事業規模等は令和6年度と同程度であり、これまで取り組んできた町民の健康維持を主体とし

た事業推進を図るとのことです。このことを踏まえ、委員全員異議なく可といたしました。

議案第37号、令和7年度高森町農業用水供給事業特別会計予算については、そのほとんどが経常的経費で、令和6年度とほぼ同程度の予算規模であることから、委員全員異議なく可といたしました。

議案第39号、令和7年度高森町簡易水道事業会計予算については、令和7年度より公益企業会計に移行となる説明を受け、委員からは、新しい会計になることであるから慎重に行いながら進めてもらいたいとの意見でありました。

最後に、閉会中の継続調査については、お手元に配布のとおり決定いたしましたので報告いたします。

以上、産業厚生常任委員会に付託されました議案の審議結果といたします。

終わります。

○議長（牛嶋津世志君）報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

各常任委員会に付託されました議案第15号から議案第39号までを一括して採決します。この採決は起立によって行います。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君）6名起立です。したがって、過半数以上達しておりますので、議案第15号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第16号、高森町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について、議案第17号、高森町ポイントカード条例の制定について、議案第18号、高森町手数料条例の一部改正について、議案第20号、高森町副町長の定数を定める条例の一部改正について、議案第28号、令和6年度高森町一般会計補正予算について、議案第29号、令和6年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第30号、令和6年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第31号、令和6年度高森町介護保険特別会計補正予算について、議案第32号、令和6年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について、議案第33号、令和7年度高森町一般会計予算について、議案第34号、令和7年度高森

町国民健康保険特別会計予算について、議案第35号、令和7年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第36号、令和7年度高森町介護保険特別会計予算について、議案第37号、令和7年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について、議案第38号、令和7年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、議案第39号、令和7年度高森町簡易水道事業会計予算については、各常任委員長の報告どおり可決されました。

お諮りします。ここでしばらく休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

では、10時50分より再開いたします。

-----○-----
休憩 午前10時38分
再開 午前10時50分
-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、総務文教常任委員長、後藤巖君から決議案第1号、議案第20号、高森町副町長の定数を定める条例の一部改正に対する附帯決議についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、決議案第1号、議案第20号、高森町副町長の定数を定める条例の一部改正に対する附帯決議についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

-----○-----

追加日程第1 決議案第1号 議案第20号 高森町副町長の定数を定める条例の一部改正に対する付帯決議について

○議長（牛嶋津世志君）追加日程第1、決議案第1号、議案第20号、高森町副町長の定数を定める条例の一部改正に対する附帯決議についてを議題にいたします。

本件について案理由の説明を求めます。総務文教常任委員長、後藤巖君。

○総務文教常任委員長（後藤 巖君）6番、後藤です。

議案第20号、高森町副町長の定数を定める条例の一部改正に対する附帯決議について、提案理由を述べます。

現在、副町長は不在であり、唐突として2名の登用に対する必然性、また、副町

長の責務として職場環境の改善等の職務がふさわしいかとの疑念を払拭しえる説明内容に乏しく、現段階では判断が難しいため、当面は1名の副町長にて対応し、さらに1名の追加登用が必要となった際に、そのしかるべき事由を付して提案すべきであるというのが提案理由の説明になります。

以上です。

議案第20号、高森町副町長の定数を定める条例の一部改正に対する附帯決議を読み上げます。

議案第20号、高森町副町長の定数を定める条例の一部改正の採決にあたり、その提案理由として副町長としての重責や人材不足、役場職員OBの登用、事務事業の監督や人材育成、職場環境の改善等の観点から、1名の副町長では時間的にも難しく、十分な成果が見込めないが、2名の人材確保は難しく、なおかつ、1名体制でも引き受ける方がいれば、従来どおり1名での副町長対応を可能とするため、2名以内とするとの提案とする旨、総務課から説明があったが、下記の課題が見込まれます。

地方自治法では、副町長は町長を補佐し、町長の命を受けて政策と企画をつかさどり、町の各組織が行う事務を監督する職とされており、また、町長の判断を要しない場合、もしくは、町長の委任を受けた事案について処理決定を行う立場であり、町長が事故等で欠けたときは、職務代理者としての町長の役目をこなす役職でもあるが、現在は副町長は不在であり、唐突として2名の登用に対する必然性、また、副町長の責務として職場環境の改善等の職務がふさわしいかとの疑念を払拭しうる説明内容に乏しく、判断にちゅうちょせざるを得ない。よって、次の事項の実施を求めるものであります。

一つ、副町長の責務は町長の補佐であることを前提とし、当面は1人の副町長にて対応し、さらに、1名の追加登用が必要となった際に、そのしかるべき事由を付して提案すること。

一つ、職場環境や人間関係の改善、人材育成、コンプライアンス等の課題について、助言、指導、監督すべきは総務課の責務であり、総務課長を中心に職場環境等の充実に努める制度設計を図ること。

以上、決議とする。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯でございます。

今回の定数の条例改正によりまして、総務文教常任委員会で議論をされて、この

ように附帯決議を出されてきております。議会としても、今、総務文教常任委員長が言われたことを同意しなければならないと思うんですが、ただ、2名以内というのは1名でもありますので、2名になったときどうするかということも考えなければならないと思うんですが、地方自治法の第167条では、副町長の仕事を書いてございますが、普通地方公共団体の長を補佐して、その補助機関たる職員を担任する事務を監督して、別に定めるところにより普通公共団体の長の職務を代理すると書いてございます。これである職員の担任する事務を監督しというのは、結果的に総務課を監督しということの中にも含まれてくると思います。各課を監督することにも含まれるんだと思うんですが、現状の行政のシステムからいくと、総務課長がすべての課を監督をするというふうにも事務を監督すると取られるわけでありますので、総務課の充実が図られれば、副町長は1名でも十分ではないかと。そして、普通公共団体の長は高森町の町長である。その高森町長の職務については、高森町の行政のすべてを総括するというところで捉えていくわけで、外部団体、いろんな充て職がございまして、その会長であったり副会長であったりというところは、それはそれで町長が受けられた分については、あくまでも外部の団体と捉えれば、その会長職をできなくなったときに、うちの副町長がその会長の代理として出て行くものではないと意識をしております。その団体には必ず副会長であり副委員長が存在するわけで、その中の会則の中にも会長事故あるときには副会長というのが文言的にはうたってあるものだと思います。そう捉えれば、外部の団体の会長職が何からの事故等でできなくなったときには、うちの副町長が出向く必要はないと捉えておりますので、もし出向いたとしても高森町の町長の代理として出向くと。会長の代理として出て行くわけではなくて町長の代理として出て行くのであって、その辺については自治法どおりであると認識をすれば、今回、2名以内にするという条例改正案については、議会のほうでも採決をして議決を得て可決をしておりますので、あえてこの附帯決議まで付けて町長のほうに見せないといけないかという気持ちがございます。これだけ議会の中でいろいろ意見が出たということを町長が肝に銘じていれば、2名以内ということを尊重して、今の副町長にこの条例にうたってある業務を遂行していただけるように努力をしてもらうということではないかなと思っております。ですから、これを全員の皆さんたちがこの附帯決議認めるのであれば、もうそれはそれで結構でありますので、2番目に書いてあるとおり、総務課長を中心という文言もございまして、それはそれでいいと思うんですけども、何となく私としてはしっくりきませんので、以上、私の気持ちを述べさせていただきますが、総務課のほうで、委員長のほうで何か私が今しっくりこなかったことについて御意見等があれば、提案者として御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（牛嶋津世志君）後藤巖君。

○総務文教常任委員長（後藤 巖君）恐らく、今ここにいる議員の皆さまは、やはり、この議題に対して、大体、統一した考えというか、今の、当然、行政が抱えている問題、そして、町長がやはり今の任務、責務の状況、大体認識されてると思います。その中で、ただ、今日ちょっと欠席ではございますが、8番議員も初日に言ったとおり、1人を置くというところからスタートするということに関してはいいのではないかという、1人置いて、それからまた2人目という段階を踏む。その段階において、先ほど佐伯議員も言いましたが、総務課の充実も当然図っていく。やっぱり段階を踏むということが大事ではないかというところがこの附帯決議の申し出でありますので、先ほどの気持ちは私も重々分かりますし、そうであろうとは思いますが、ただ、それを委員会で可決している以上は、そのような申し出をまずしたと御理解ください。よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質問なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。4番、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君）4番、佐藤です。

私は、そもそも議案第20号、高森町副町長の定数を定める条例の一部改正について反対をしております。ですので、附帯決議を付けるということについて、矛盾が生じますので、反対の立場で討論をさせていただきます。

総務文教常任委員会の中で申しましたが、先ほど委員長のほうから委員会の報告がありましたけれども、私は2点、反対の理由を申し上げました。まだ1名も選任していない中に、2名以内とすることについて、明快な回答、説明があっていない。

もう1点は、地方自治法は第161条第2項で、定数は条例で定めるとしてあります。もう一つ、高森町には定数条例があります。議会議員の定数を定める条例です。これも地方自治法第91条第1項で条例で定める。これは10人とはっきり書いてあります。定数というのは変数ではなくて定数です。定まった数です。なぜ2名以内なのか。そのあたりが私は理解できないので反対をさせていただきました。ゆえに、この付帯決議についても反対させていただきます。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）今、反対討論が出ました。賛成討論の方、おられませんか。10番、佐伯議員。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯でございます。

反対討論が出ましたから、立場的には非常に微妙な立場におるんですけれども、

賛成討論をさせていただきます。

本来、この議案第20号については、高森町を総括する、行政を総括する副町長の定数条例改正でありましたから、本来は総務文教常任委員会だけにこの重要な案件を付託するのではなくして、やっぱり議会全員協議会等を開いて、全員で議論をすべきことであったかなと私も反省をいたしております。そういうところで、総務文教常任委員会5名の皆さんたちの中で多数決をされたということで、大変私のほうとしても心苦しく思ってるわけでありましてけれども、ここにある2番目の職場環境や人間関係の改善等を含めて、総務課を課長を中心とした職場環境等の充実を努める制度設計を図ることというのは、私が議会中にも述べたとおりのことでございます。そういう観点から、これだけ定数を2名以内するということに対して、総務文教常任委員会の中でもけんけんごうごう意見が出たと。そして、この本会議の中でも意見が出されたということは、これはもう町長以下、皆さん方も心に刻まれておると考えております。2名以内でありますので、1名でも2名以内という解釈であれば、それはそれでよろしいと思っております。あたかも2名以内だから2名を作らなければならないかということもあります。2名出てきたときには、改めて私たち議会の中で必要か必要じゃないか。そして、それが妥当か妥当でないかということも議論をしてみたいと思いますので、まず、執行部のほうに私たち議会のほうがこういうふうを考えておるんだよというこの附帯決議については、賛成をさせていただきますと思いますので、意見を述べさせていただきました。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから決議案第1号、議案第20号、高町副町長の定数を定める条例の一部改正に対する附帯決議についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君）7名起立です。したがって、決議案第1号、議案第20号、高森町副町長の定数を定める条例の一部改正に対する附帯決議については、原案のとおり可決されました。

続いて、町長、草村大成君から同意第3号、高森町副町長の選任についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、同意第3号、高森町副町長の選任についてを日程に追加し、追加日程第2とし、議題とすることに決定しました。

職員によって議案を配布させますので、お待ちください。

（議案配布）

-----○-----

追加日程第2 同意第3号 高森町副町長の選任について

○議長（牛嶋津世志君）それでは、追加日程第2、同意第3号、高森町副町長の選任についてを議題にします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）同意第3号で追加で御提案をいたしました高森町副町長の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

本町の副町長として選任同意をいただきたい方は、役場職員として長く勤められ、現在はシニアエキスパートとして政策推進課に勤務していただいております沼田勝之氏でございます。同氏は、人格、識見ともに優れ、また、役場職員として税務課長、建設課長、総務課長などを歴任され、豊富な行政経験を身に付けられております。

副町長の選任については、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を得る必要があることから提案するものでございます。御同意いただければ、4月1日から御就任いただきたいと思っております。御審議をいただき、御同意を賜りますようお願いを申し上げ、説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。4番、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君）4番、佐藤です。

今回、副町長の選任について同意を求める提案がございましたけれども、沼田勝之氏は私の同僚、後輩であったので、今後は沼田君という形で言わせていただきますけれども、沼田君は、誠に沈着冷静、温厚実直であり、後輩からの信頼も厚く、町長の提案説明にもあったとおり行政経験も長く、特に行財政に精通した本町副町長に適任者であると思います。むしろ沼田君は定年退職後、既に5年を経過しておりますが、なぜもっと早く副町長にするという提案がなかったのかと思います。議員各位におかれましては、もろ手を挙げて賛同いただくようお願いして、賛成の討

論とさせていただきます。

- 議長（牛嶋津世志君） 4番、佐藤議員から賛成の討論ございました。反対の討論はございませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長（牛嶋津世志君） 討論なしと認めます。

これから同意第3号、高森町副町長の選任についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。同意第3号、高森町副町長の選任について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（牛嶋津世志君） 全員起立です。したがって、同意第3号、高森町副町長の選任については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 特別委員長報告について

- 議長（牛嶋津世志君） 日程第4、特別委員長報告についてを議題といたします。

議会広報特別委員長、後藤巖君。

- 議会広報特別委員長（後藤 巖君） 6番、後藤です。

議会広報特別委員会の報告をいたします。

委員会を3月12日、第3・第4委員会室にて開催しました。

議題として、議会広報「絆」第96号の構成についてを協議し、作成スケジュール、掲載内容、ページ割、担当分担を決めました。第96号は、16ページとする予定になっております。

議員の皆さまにお願いを申し上げます。両委員長、一般質問者は、原稿を3月24日までに事務局へ提出をお願いいたします。委員会開催予定は、4月3日、10日、17日としております。

また、議会Q&Aに質問を受けております。町民の皆さまから御質問がございました。ありがとうございました。紙幅の関係がありますので、2回に分けての記載になる可能性があります。真摯にお答えしますのでお待ちになってください。引き続き、町民の皆さまの御質問をお待ちいたしております。

議会広報「絆」第96号は、5月7日発送を予定しております。

議会広報委員会は、議会の広報のみならず、広く聞くことで議会のイメージアップに努めてまいります。

以上で、議会広報特別委員会の報告とさせていただきます。

以上です。

- 議長（牛嶋津世志君） 水資源対策特別委員長、本田生一君。

○水資源対策特別委員長（本田生一君）こんにちは。9番、本田です。

水資源対策特別委員会の報告を申し上げます。

3月12日水曜日午前10時より、場所、第3・4委員会室におきまして、委員9名出席のもと、担当課の建設課より、課長、審議員、課長補佐、係長の出席を求め、委員会を開催をいたしております。

担当課のほうから、公営企業会計移行に向けての現状報告及び高森町水資源対策検討委員会設置に向けての現状報告について説明を受けております。

令和7年度公営企業会計予算については、町当局からの公営企業会計移行に伴う一般会計繰入もあり、収支のバランスは取れているとの報告でございましたけれども、一般会計からの繰入がなされない場合、企業債の償還金分程度の赤字が想定されることから、今後も継続、安定した公営企業会計運営については、企業債償還分、将来的な布設替え工事にかかる負担分についての一般会計繰入についても協議を行っていくべきとの意見がなされております。

また、高森町水資源対策検討委員会設置に向けては、設置要項（案）及び委員の人数等が示され、案のとおり人選を進める方向で決定をし、第三者を入れて、今後において検討を進めていく重要性について、委員で共通認識を持ったところであります。

いよいよ4月から公営企業会計として組織の体制を一新し、簡易水道事業が展開されていくことになる中で、私ども委員も状況を注視し、今後の水道事業経営等がスムーズにいくことを期待をいたしております。

以上、水資源対策特別委員会の報告を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）以上で、特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

日程第5 議員派遣の件について

○議長（牛嶋津世志君）日程第5、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。この採決は簡易表決といたします。議員派遣については、お手元の資料のとおり派遣することにしたいと思っております。併せて、詳細並びに一部変更があった場合については、議長に一任することに決定したいと思っておりますが御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件につきましては、お手元の資料のとおり派遣することに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 委員会の閉会中の継続調査申出書について

- 議長（牛嶋津世志君） 日程第6、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。この採決は簡易表決といたします。各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元の調査事項のとおり申し出がありましたので、閉会中の継続調査とすることに決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牛嶋津世志君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出どおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

-----○-----

- 議長（牛嶋津世志君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

最後に、一言御挨拶をさせていただきます。

令和6年度の議会最後の日になりました。大変お疲れでございました。いろいろ慎重なる審議いただき、ありがとうございました。

なかなか天候が寒くなったり暖くなったり、また来週あたりは少し寒の戻りが来るというような状況になっております。皆さま方におかれましては、いよいよ4月から新しいまたスタートを切ることになるかと思っておりますので、十分体に注意されることを願っております。

また、3月いっぱいでのこの職場を離れる方が数名おられます。もう大変長らくありがとうございました。今後も後輩の育成、また議会の助言をいただけるようによろしく願いをしたいと思います。

また、それと県の出向の職員さんも3月いっぱい本庁のほうに移転されると思っておりますので、今後もしっかり県のほうに戻られて業務を遂行されることを願っております。また体に十分注意されて、しっかり高森を思い出していただいて、しょっちゅう高森に遊びに来ていただくというような感じで過ごしていただければありがたいかと思っております。

それでは、これで私の挨拶とさせていただきます。

会議を閉じます。

令和7年第1回高森町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前11時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員